

令和8年度分の町道民税・森林環境税の申告について

受付会場	受付期間	受付時間	備考
清水町役場 (地下大会議室)	令和8年2月 16日(月)から 令和8年3月 16日(月)まで	9:00 ~ 11:30 13:30 ~ 16:00	2月 26日~2月 27日(御影支所受付日)と土日祝を除く
御影支所 (大集会室)	令和8年2月 26日(木)から 令和8年2月 27日(金)まで	26日:13:30~16:00 27日: 9:30~12:00	御影地区の人も役場地下 大会議室での申告は可能です。

● 対象

令和8年1月1日現在で清水町内に住民票がある人

※所得税の確定申告をする人や、下記①または②に該当する人は、申告の必要はありません。

①令和7年中の所得が1か所からの給与所得のみで年末調整を受けた人

②令和7年中の所得が清水町町税条例で定める金額以下の人

※令和7年中の収入がない人または非課税収入(遺族年金、障害年金など)のみの人で、誰の税法上の扶養になつてない人または清水町以外の親族の税法上の扶養になっている人は住民税申告が必要です。

● 障害者控除、ひとり親控除又は寡婦控除等の対象者のみなさんへ

令和7年中の合計所得金額が 135 万円以下であれば、令和8年度の個人町・道民税が非課税(均等割も所得割もかからない)ですので、該当する場合は忘れずに申告してください。

※年末調整で所得控除の適用を受けた人、給与支払報告書に障害者等の記載がある場合を除きます。

● 公的年金等の受給者のみなさんへ

令和7年中の収入が年金収入のみで 148 万円(65 歳未満は 98 万円)以下であれば申告不要ですが、「扶養親族等申告書」を日本年金機構等へ提出した人で控除対象となる配偶者・扶養親族・ひとり親・寡婦・障害者控除等の記入漏れが有った場合や、「扶養親族等申告書」を日本年金機構等へ提出していない人で配偶者・扶養親族・ひとり親・寡婦・障害者控除等を適用させる場合は、個人町・道民税の申告が必要です。

● 医療費控除を申告するみなさんへ

申告で医療費控除を受けるには、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要ですので、申告の際は、「医療費控除の明細書」をあらかじめ作成(記入等)し、持参してください。

※医療費控除は支払った医療費そのものが還付される制度ではありません。所得税および住民税が非課税の場合、

「医療費控除の明細書」を提出されても税額に影響がないことがありますのでご注意ください。

※医療費の領収書の添付は不要です。

※医療費の領収書は、自宅で5年保存する必要があります。

※「医療費控除の明細書」の所定用紙は、役場税務課または役場御影支所でお渡ししています。また、国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。

▼お問い合わせ先

清水町役場税務課町民税係

☎(0156)-62-1152

くらしの情報
税金
町ホームページ

